

賛助会員のコーナー



社団法人
全国宅地建物取引業協会連合会

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館
TEL 03(5821)8111 (代) FAX 03(5821)8101
<http://www.zentaku.or.jp>

社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会（全宅連）は、都道府県の区域を単位とした47の宅地建物取引業協会（宅建協会）を会員とした所属構成員（宅建協会の会員である宅地建物取引業者）10万2,886名（平成21年4月1日現在）を擁する業界でも最大規模の団体です。

全宅連は、所属構成員の多くを中小不動産業者で占めている、宅地建物取引業法第74条に定められた団体で、昭和42年9月の設立以来、宅地建物取引業の適正な運営の確保と健全な発達を図ることを目的として活動してきました。

具体的には、宅地建物取引業に関する事業環境の整備、業務支援、教育研修などの各種事業を実施することで、業界の健全な発展に努めてきました。

宅地建物取引業に関する事業環境の整備に関する事業としては、土地住宅税制・政策関連の要望活動を宅建協会と連携して実施しています。去年度は、住宅ローン減税の大幅拡充、土地売買に係る登録免許税の軽減措置、特定事業用資産の買換特例等の適用期限の延長などの要望活動を行ない、これらの法案が国会で成立しました。

要望活動以外にも、宅地建物取引業法をはじめとする関係法令の改正・新設への対応や不動産取引制度の研究を実施しています。さらに、政策提案型の研究に取り組むために、

不動産総合研究所を設置し、調査研究や政策提言活動を推進しています。

次に、業務支援事業としては、不動産流通では、物件検索サイトであるハトマークサイトの運営と不動産ジャパン及び指定流通機構への協力をするとともに、賃貸不動産流通・管理業務の分野では、賃貸不動産経営管理士制度の運営、賃貸不動産管理の法的整備の研究を実施しています。

3番目の教育研修事業としては、新規入会者向けのプログラムや宅建協会が実施する研修事業への協力、提携大学との産学協調事業の推進、消費者向け研修事業などの事業を展開しています。

上記事業以外にも、広報誌やホームページによる広報活動、財団法人日本サッカー協会のJFAこころのプロジェクトへの協賛等の社会貢献活動を実施しているほか、昨年12月1日より施行された公益法人改革関連3法を踏まえ、研修会を開催するなどして対応を図っています。